

平成27年9月30日改正労働者派遣法の概要

1. 労働者派遣事業の許可制への一本化

施行日以降、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となります。

経過措置

施行日時点で届出により特定労働者派遣事業を営んでいる方は、平成30年9月29日まで、許可を得ることなく、引き続き「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業」（改正前の特定労働者派遣事業に相当）を営むことが可能です。

施行日時点で許可を得て一般労働者派遣事業を営んでいる方は、現在の許可の有効期間内は、その許可のまま、引き続き労働者派遣事業を営むことが可能です。

資産要件等に関する新たな許可基準

- ① 資産の総額から負債の総額を控除した額（基準資産額）が「2,000万円×事業所数」以上、現預金額が「1,500万円×事業所数」以上であること
- ② 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること等

※小規模派遣元事業主の暫定的な配慮措置

- ① 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主については、当分の間、基準資産額：1,000万円、現預金額800万円
- ② 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主については、平成30年9月29日までの間、基準資産額：500万円、現預金額：400万円

キャリア形成支援制度

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること。

- 教育訓練の時期・頻度・時間数等については、
- ① 派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練は必須であること。キャリアの節目などの一定の期間ごとにキャリアパスに応じた研修等が用意されていること。
  - ② 実施時間数については、フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり、毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会を提供すること。
  - ③ 派遣元事業主は上記の教育訓練計画の実施に当たって、教育訓練を適切に受講できるように就業時間等に配慮しなければならないこと。

2. 労働者派遣の期間制限の見直し

改正前の、いわゆる「26業務」への労働者派遣には期間制限を設けない仕組みが見直され、施行日以後に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣には、すべての業務で、次の2つの期間制限が適用されます。

派遣先事業所単位と派遣労働者個人単位の期間制限

派遣先の同一の事業所（基本的に雇用保険の適用事業所単位）に対し派遣できる期間（派遣可能期間）は、派遣労働者が交代したとしても、施行日以後最初の契約から原則3年が限度となります。ただし、派遣労働者を変えることにより引き続き派遣することができます。また、事業所の過半数労働組合等から意見聴取することにより、派遣労働者を変えることなく派遣することができます。

派遣先事業所単位の期間制限

派遣開始	Aさん		3年経過	Aさん	個人単位の期間制限により×
	Bさん			Cさん	過半数組合等の意見聴取をして○
	Dさん	Eさん		Eさんが3年になるまで	

派遣労働者個人単位の期間制限

派遣開始	Aさん	3年経過	同一の組織単位（課、グループなど）でなければ○
			同一の組織単位であれば×
			Bさん（別の人）であれば過半数組合等の意見聴取をして○

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（課、グループなど）に対し派遣できる期間は、3年が限度となります。個人単位なので、派遣労働者が交代すれば、派遣することができます。組織単位なので、組織が異なれば同じ人を派遣することができます。

期間制限の例外

- 次に掲げる場合は、例外として、期間制限がかかりません。
- ・ 派遣元事業主に無期雇用される派遣労働者を派遣する場合
  - ・ 60歳以上の派遣労働者を派遣する場合
  - ・ 終期が明確な有期プロジェクト業務に派遣労働者を派遣する場合
  - ・ 日数限定業務（1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下であるもの）に派遣労働者を派遣する場合
  - ・ 産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務に派遣労働者を派遣する場合

3. いわゆる「クーリング期間」について

事業所単位であっても、個人単位であっても、派遣終了と次の派遣開始の間の期間が3か月を超えるときは、労働者派遣は中断しているものとみなされます。

4. 雇用安定措置

派遣元事業主は、同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがあるなど一定の場合に、派遣労働者の派遣終了後の雇用を継続させるための措置（雇用安定措置）を講じることが必要です。

- ① 派遣先への直接雇用の依頼
- ② 新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
- ③ 派遣元事業主による無期雇用
- ④ その他雇用の安定を図るために必要な措置

雇用安定措置の対象者

- ① 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方
- ② 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある方
- ③ （上記以外の方で）派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の方